



尾久の原公園マネジメントプラン

令和8年(2026)3月
東京都建設局

はじめに

I 公園の概要	2
1 都市計画の概要	
2 開園の概要	
3 主な公園施設	
4 成り立ち・基本的な性格	
5 周辺の土地利用・自然環境	
6 利用概況及び特色	
7 整備計画等	
II 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針	5
1 目指す姿及び重点取組	
2 ゾーン別基本方針	
III 図面・写真	8
現況平面図	
周辺土地利用図(空中写真)	
周辺土地利用図(地図)	
園内の写真	
IV 資料編	11
公園の沿革	
マネジメントプラン策定履歴	
利用状況等データ	
主な催し物	
主な活動団体	
関連する行政計画等	

公園別マネジメントプランは、都立公園全体の整備・管理運営の指針として、東京が目指す公園づくりの方向性を示すパークマネジメントマスタープランに基づき、公園ごとの性格・役割を踏まえて各都立公園の10年程度の目標や維持管理・運営管理等の取組方針を定めたものです。

改定にあたっては、今後新たな10年間を見据えた公園づくりを目指して、「公園別マネジメントプラン（共通編）」（以下、「共通編」という。）と「公園別マネジメントプラン（個別公園編）」（以下、「個別公園編」という。）の2編構成として取りまとめています。

共通編は、全ての都立公園の質を向上させるために取り組む基本事項を明らかにし、維持管理・運営管理・公園整備の3つの視点から実施すべき取組内容を示すとともに、全ての視点に共通する4つの事項（戦略的広報、協働、リサーチとマーケティング、デジタルトランスフォーメーション）における取組内容を定めています。

個別公園編は、それぞれの公園の特性を生かした多様な公園を創出するため、公園ごとに目指す姿や重点的な取組などを定めています。

共通編と個別公園編を踏まえたマネジメントを推進することにより、都立公園全体の機能や価値を向上させていきます。

共通編は別冊となっておりますので、本冊と合わせてご参照ください。

マスタープランが示す目標の実現に向け、施策を効果的に推進していくため、取組の進捗状況の確認と検証を行いながら、適切な進行管理を行います。また、取組の進捗や社会状況の変化に応じて、取組を弾力的に進めていくことが必要であり、取組の内容や目標を発展的に見直していきます。

I 公園の概要

1 都市計画の概要

名称 東京都市計画公園第6・5・13号尾久の原公園
位置 荒川区東尾久七丁目地内
面積 10.00ha
種別 運動公園
決定告示 (当初)平成元年3月20日 東京都告示第286号

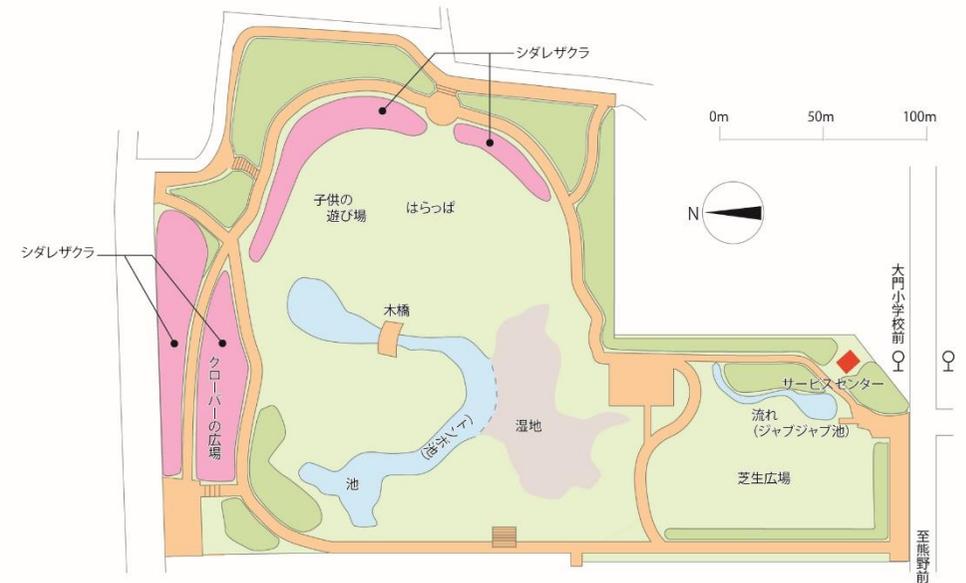
2 開園の概要

名称 都立尾久の原公園 (おぐのはらこうえん)
開園日 平成5年6月1日
開園面積 61,841.28㎡ (令和7年11月1日現在)
公園種別 運動公園
所在地 荒川区東尾久七丁目、町屋五丁目
アクセス 日暮里舎人ライナー・都電荒川線「熊野前」、都電荒川線「東尾久三丁目」、JR山手線「田端」から都営バス(駒込病院～北千住駅)「大門小学校前」、JR・東京メトロ千代田線・日比谷線・東武伊勢崎線「北千住」から都営バス(駒込病院行き)「大門小学校前」

3 主な公園施設

管理事務所、池(トンボ池)、湿地、流れ

園内マップ



4 成り立ち・基本的な性格

本公園は、東京都区部北部に位置する都市計画公園である。計画区域の大部分は、旧旭電化工業（株）尾久工場の跡地で、下水道施設上部を含めた土地利用が計画されている。北側には隅田川と隣接し、水と緑のネットワークを形成し、重要な役割を担っている。

本公園中央部には、湿地を再現した通称トンボ池があり、多くの種類のトンボが見られる。園内には、芝生広場、クローバーの広場、流れ等の施設が整備されており、特に小さな子ども達を対象とした人工の流れは、多くの利用がある。また、公園北側の一带にシダレザクラを植樹し、桜の名所づくりを進めている。

なお、東京都地域防災計画及び荒川区地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

5 周辺の土地利用・自然環境

(1) 周辺の土地利用

- ・本公園周辺の車両交通は、敷地北側の「原河岸通り」「旭電化通り」の2つが東西方向の主要道路として位置付けられる。これら東西方向の道路と接続する細街路は複雑に入り組んでいるため、広域圏からの利用者は旭電化通り、または原河岸通りからのアプローチが一般的となる。
- ・本公園は北側が隅田川に隣接しているため、車両以外の交通条件は南側からが主となる。電車を利用する場合、都電荒川線の東尾久三丁目駅、日暮里・舎人ライナーの熊野前駅が公園に最も近く、京成電鉄、東京メトロ千代田線の町屋駅は直線距離で約1 kmである。

(2) 自然環境

- ・本公園を含む荒川区北部一带は、隅田川右岸に広がる標高 T.P+2.0 前後の沖積低地である。この低地は利根川、荒川によって形成された三

角州で砂州、自然堤防等の微高地形の発達は乏しく、大部分が平坦地となっている。

- ・在来地盤は、四阿などの通常の公園施設の支持地盤としては充分であるが、建築物などを設置する場合は杭支持が必要である。
- ・注目すべき植物群落としては、ヒメガマ群落があり、この群落は市街地の中に残された数少ない水生植物群落で、環境保全機能の高い植生としてトンボ類の生息・繁殖地にもなっている。
- ・本公園周辺は下町の工場地帯で住宅密集地となっており、数少ない、まとまった広さを持つ貴重なオープンスペースとしてその活用を期待されている。

6 利用概況及び特色

地域の利用者が中心で、広場外周の園路での散策やジョギングが日常の主な利用である。トンボを目当てとする来園も見受けられる。

なお、「荒川区東尾久七丁目地域ダイオキシン類土壤汚染対策計画」（東京都環境局）が平成26年10月10日に告示され、開園区域南側の芝生広場及び中央西側水辺周辺が「ダイオキシン類土壤汚染対策地域」（以下、対策地域）に、残りの園地が「リスク管理地域」に定められている。

※「リスク管理地域」とは、「対策地域以外の、人が立ち入ることのできる地域で、対象地域と地歴が同一であり、表層においてダイオキシン類の土壤環境基準超過は確認されていないものの、地中に汚染が存在する可能性がある場所」のこと。

①池

通称トンボ池。湿地だったこの場所の自然が昔のままの姿で残されている。トンボの貴重な生息地である。

7 整備計画等

(1)尾久の原公園の整備計画(平成2年)

方針

- ・災害時の避難場所として有効な面積を最大限確保するようなオープンスペースとする。
- ・多様化する都民のスポーツ・レクリエーション需要に対応できる公園とする。
- ・現況の環境を生かしつつ、親水性ある流れや地形的変化を取り入れ多様な環境を造る。

Ⅱ 目指す姿及び重点取組、ゾーン別基本方針

1. 目指す姿及び重点取組

目指す姿

湿地やトンボ池など親水性のある公園の特性を生かし、生物多様性の保全や防災機能の強化等を進め、都市の防災力を支え、豊かな自然を感じられる、魅力あふれる公園としていく

この目標を達成するため、本公園では次のことに重点的に取組んで行く。

なお、各取組の具体的内容等については、事業計画等の作成時にそれぞれ設定し、マネジメントサイクルのなかで見直しを行っていく。また、各項目及び施策名はパークマネジメントマスタープランと連動している。

重点取組

(1) 公園施設の整備・維持管理水準の底上げ

【施策2 安らぎをまもる】

- 長寿命化計画に基づき老朽化した施設やインフラ設備の更新などを進めるとともに、多様な利活用ニーズに応える公園施設への改修を行います。

(2) 地震防災機能の強化

【施策3 命と暮らしをまもる】

- 災害用トイレの拡充など更なる防災機能の強化に計画的に取り組めます。

(3) 災害時対応の円滑化と訓練の充実

【施策3 命と暮らしをまもる】

- 地元自治体や関係機関と連携した地域住民も参加する防災訓練や、防災フェアなどのイベントを充実させます。

(4) 誰もが使いやすく楽しめる公園づくり

【施策9 施設や空間をかえる】

- こどもを連れて安心して利用できるように、授乳やおむつ替え等のできるスペースの充実を図ります。

2. ゾーン別基本方針

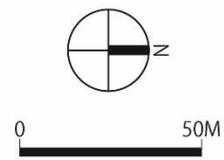
ゾーン別基本方針図 尾久の原公園

凡例

記号	名称
	A 多目的広場ゾーン
	E 休息・散策ゾーン
	K 環境共生・保全ゾーン
	L 水辺・親水ゾーン
	N 管理ヤードゾーン
	O 外縁部ゾーン



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(7都市基交第965号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。



■ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

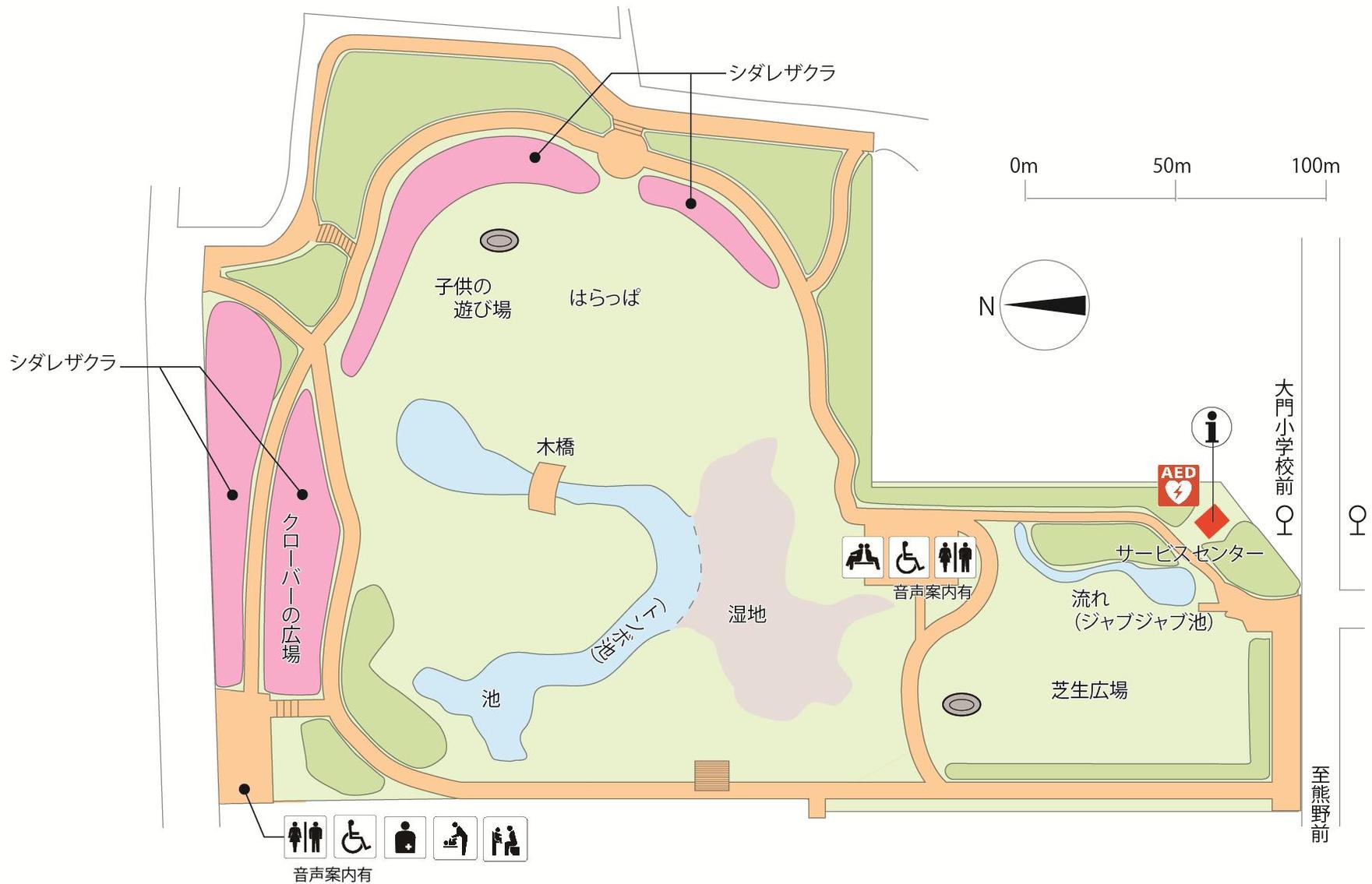
なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

記号	区分	基本方針
A	多目的広場ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・憩いやレクリエーションに利用されるゾーン 公園入口に面した芝生広場と外周の園路は、休憩等のほか、ジョギングやウォーキングなど多様なレクリエーション利用に対応していく。 ・子どもたちが自由に遊べるゾーン 地形勾配にあわせて自然に配置された開放的な原っぱは、子どもたちが自由に遊べるように草地の維持管理を行っていく。原っぱの法面にある複合遊具については、子どもたちが安全に遊べるように、点検・補修等を行っていく。
E	休息・散策ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地との緩衝のための樹林地のあるゾーン 豊かな緑を楽しめるよう、緑豊かな樹林地景観を育成していき、散策・休息等の利用に対応していく。
K	環境共生・保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・通称トンボ池と呼ばれる池、湿地のあるゾーン 自然観察を楽しめる。水質等を点検・維持し、多様な生物の生息・生育環境の維持、保全を図る。

記号	区分	基本方針
L	水辺・親水ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・芝生広場に面した水深の浅い流れのあるゾーン 夏場には子どもたちが安全・快適に水遊びができるように維持していく。
N	管理ヤードゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・管理事務所のあるゾーン 利用者へのサービス提供の拠点として対応していく。
O	外縁部ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・民有地等や公道に接する公園外縁部 本公園の外縁部で、幹線道路に面する所では、道路植栽等と一体的に良好な沿道景観の形成を図り、区画道路を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対する良好な景観の提供を図っていく。住宅地等と接する箇所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などの直接的な悪影響等を及ぼさないよう対応していく。

Ⅲ 図面・写真

【現況平面図】



周辺土地利用図(空中写真)

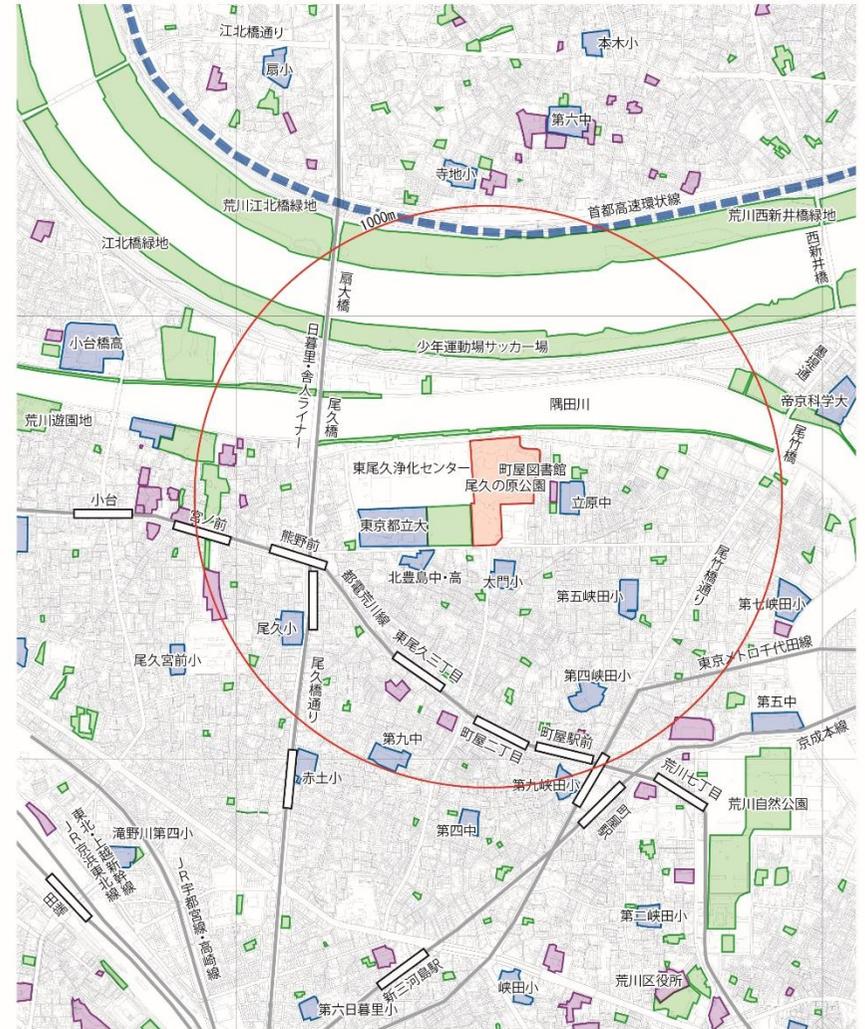
尾久の原公園



- : 開園区域
- : 都市計画決定区域

周辺土地利用図(地図)

尾久の原公園



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用(7都市基交第965号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。

- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物(神社仏閣など)
- : 開園区域
- : 高速道路
- : 鉄道



園内の写真



芝生広場



中央のトイレ付近



湿地への入口



子どもの遊び場



シダレザクラの丘



トンボ池を望む休憩デッキ

IV 資料編

■公園の沿革

大正 7 年	旭電化尾久工場設置
昭和 53 年 8 月	「旭電化尾久工場跡地利用計画協議会」が発足
昭和 54 年	旭電化尾久工場の撤去
昭和 56 年 12 月	「旭電化尾久工場跡地利用基本構想等について」が提出され、東京都と合意
昭和 60 年	旭電化尾久工場跡地及びその周辺の「アメニティデザインガイド」を立案し、公園利用の方向性を提案
平成元年 3 月	東京都告示第 286 号により、都市計画決定
平成 2 年～	園地整備着手
平成 5 年 6 月	東側 1.4ha を開園
平成 7 年 8 月	池周辺約 1.9ha を開園
平成 14 年 3 月	区民の寄付により 130 本のサクラを植栽
平成 15 年 6 月	原河岸通り沿い約 0.2ha を追加開園
平成 26 年 10 月	ダイオキシン類土壤汚染対策区域に指定、対策工事着手
平成 27 年度	対策工事完了、公園の全面利用を再開

■マネジメントプラン策定履歴

平成16年8月	パークマネジメントマスタープラン策定
平成18年12月	尾久の原公園マネジメントプラン策定
平成22年3月	尾久の原公園マネジメントプラン改定
平成27年3月	パークマネジメントマスタープラン改定 尾久の原公園マネジメントプラン改定
令和4年3月	尾久の原公園マネジメントプラン改定
令和6年3月	パークマネジメントマスタープラン改定
令和8年3月	尾久の原公園マネジメントプラン改定

■利用状況等データ

1)年間利用者数の推移

	6年度	5年度	4年度	3年度	2年度
年間総計（人）	845,447	877,960	901,285	916,565	1,009,338

2)月別利用者数の推移

6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
月別利用者 （人）	94,001	79,886	61,364	44,390	39,747	47,220
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	70,601	80,946	79,297	77,403	68,444	102,148

■主な催し物(令和6年度実施分)

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	ペットマナーアップ活動	6月9日	3
	2	季節の装飾展示(端午の節句、七夕、ハロウィン、クリスマス、正月)	4月~7月、9月、10月、11月~2月	2,280
都民協働	1	地域の多様な団体と連携した取り組み	4月、6月、7月、9月~3月	1,900
	2	希少植物管理観察	4月~7月、9月~11月、1月、3月	73
	3	公園花壇づくり	通年	275
	4	下町花・フェス	4月、10月~3月	360
	5	防災プログラム	11月24日	2,500
	6	自然観察会	月1回(計12回)	172
自主事業	1	ガーデニングデスク	通年	132
	2	地域の小店と連携した出店企画	月1回(計12回)	8,700
	3	遊びキャラバン	4月、6月、1月、2月、3月	1,600
	4	自然観察ツール	6月~3月	1,100
	5	臨時売店	月1回(計12回)	200
	6	フォトギャラリー	通年	56

■主な活動団体(令和6年度調査)

団体名	活動内容	人数(人)
尾久の原愛好会	トンボ池・湿地の生物調査	10
花壇ボランティア	日常的な花壇の管理	9
花壇ボランティア カバの会	日常的な花壇の管理	2
剪定講習受講者による植栽管理ボランティア(名称未定)	中低木の剪定、植栽管理	5
わんにゃんパトロール	園内清掃およびマナーアップ呼びかけ	2

■関連する行政計画等

- ・2050 東京戦略(令和7年3月)
- ・新たな都立公園の整備と管理のあり方について(答申)(令和5年6月)
- ・都市づくりのランドデザイン(平成29年9月)
- ・東京都景観計画(平成30年8月)
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画(令和6年3月)
- ・緑確保の総合的な方針(改定)(令和2年7月)
- ・都市計画公園・緑地の整備方針(令和2年7月改定)
- ・東京都地域防災計画 震災編(令和5年修正)
(本公園の位置付け:避難場所)
- ・荒川区地域防災計画(令和6年修正)